

5川監第383号

令和5年8月18日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市監査委員 大村 研
同 川上 善行
同 石田 康博
同 かわの 忠正



令和4年度川崎市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付します。

1 審査の対象

令和4年度川崎市内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度川崎市内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査するものである。

3 審査の実施内容

令和4年度川崎市内部統制評価報告書について、市長から報告を受け、「川崎市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に対する聴取及び照会を行った上で、審査を行った。

4 審査の結果

令和4年度川崎市内部統制評価報告書について、前述のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

令和4年度川崎市内部統制評価報告書において、評価対象期間の運用上の重大な不備が次のとおり1件あった。

- ・上下水道局における物品調達に係る不正行為

6 審査の結果を踏まえた意見

重大な不備として評価された上下水道局における物品調達に係る不正行為は、市民の信頼を著しく失墜させる行為であり、重く受け止めなければならない。財務事務の適正執行を確保するためには、法令遵守の徹底はもちろんのこと、組織内において誰もが率直な意見を交わすことができ、安心して職務を遂行できる健全な組織風土を醸成していくことが重要である。市民の信頼回復に向けて再発防止の取組を推進されたい。

また、業務の外部化が進む中、当年度においては、委託及び指定管理業務に係る事務事故等が発生したほか、定期監査においても、市の承諾を受けずに業務の一部を再委託していた事例等があったところである。民間活用等により業務の効率化や市民サービスの向上が図られてきたところであるが、履行確認が適切に行われず、監督責任を十分に果たせていない事例が見受けられる。委託及び指定管理業務に係る内部統制の責任は市にあることを自覚し、受託者に対するモニタリング及び監督・指導を徹底されたい。

近年においては、デジタル化の進展に伴い、システムの不備、誤操作、入力漏れ等による事務事故等が数多く発生しており、当年度においても散見された。ＩＣＴの活用は、業務の効率性を高め、ヒューマンエラーを低減する効果が期待できる一方で、使用者が適切に運用しなければ、事務事故等につながるリスクがあり、ひとたび事務事故等が発生した場合は被害が大きなものとなる可能性がある。また、個人情報を扱う事務においては、情報漏えいのリスクに留意が必要である。ＩＣＴの利便性のみならず、リスクについても適切に把握し、組織のチェック体制を強化するなどによりミスの未然防止に取り組まれたい。

内部統制の取組は3年目となるが、依然として事務事故等が発生しているほか、同様の事象が複数の部署で散見される状況にある。内部統制の重大な不備は1件であったが、制度上の重大な不備に該当しないとしても、市民に影響を与え、市政に対する信用失墜につながることを認識しなければならない。内部統制の取組においては、事務事故等の真因を追究し、効果的な再発防止策を講じるとともに、一過性の取組とならないよう継続的に見直しを行いながら内部統制を強化し、ミスを発生させない仕組づくりに組織全体で取り組んでいくことが必要である。全職員が内部統制の重要性を認識し、主体的に取り組んでいくことで内部統制の実効性を高め、市民の市政に対する信頼の確保と質の高い市民サービスの継続的かつ安定的な提供がなされるよう望むものである。